

医療扶助のオンライン資格確認の実現方式（概要）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

(令和3年法律第66号)

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心**というこれまでの社会保障の構造を見直し、**全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築**するため、所要の改正を行う。

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための
健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)
令和3年6月3日参議院厚生労働委員会

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

(参考)「マイナンバーカード取得促進の取組について(令和3年10月14日事務連絡)」の発出

- 今般成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号。)に基づき、令和5年度中に医療扶助にオンライン資格確認を導入し、被保護者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてオンライン資格確認により行うこととしている。
- 今後、オンライン資格確認システムの導入を促進することはもとより、被保護者のマイナンバーカードの取得促進や資格確認に必要な初回登録の支援を行うことが、各福祉事務所にとって事務負担軽減に繋がることから、各自治体に対し、取得促進等の取組への協力についての事務連絡を発出している。

※ 各福祉事務所が、被保護者への説明に活用できるよう、パンフレットも併せて送付。

医療扶助に関する検討会の振り返り ー 実施（導入）スケジュール

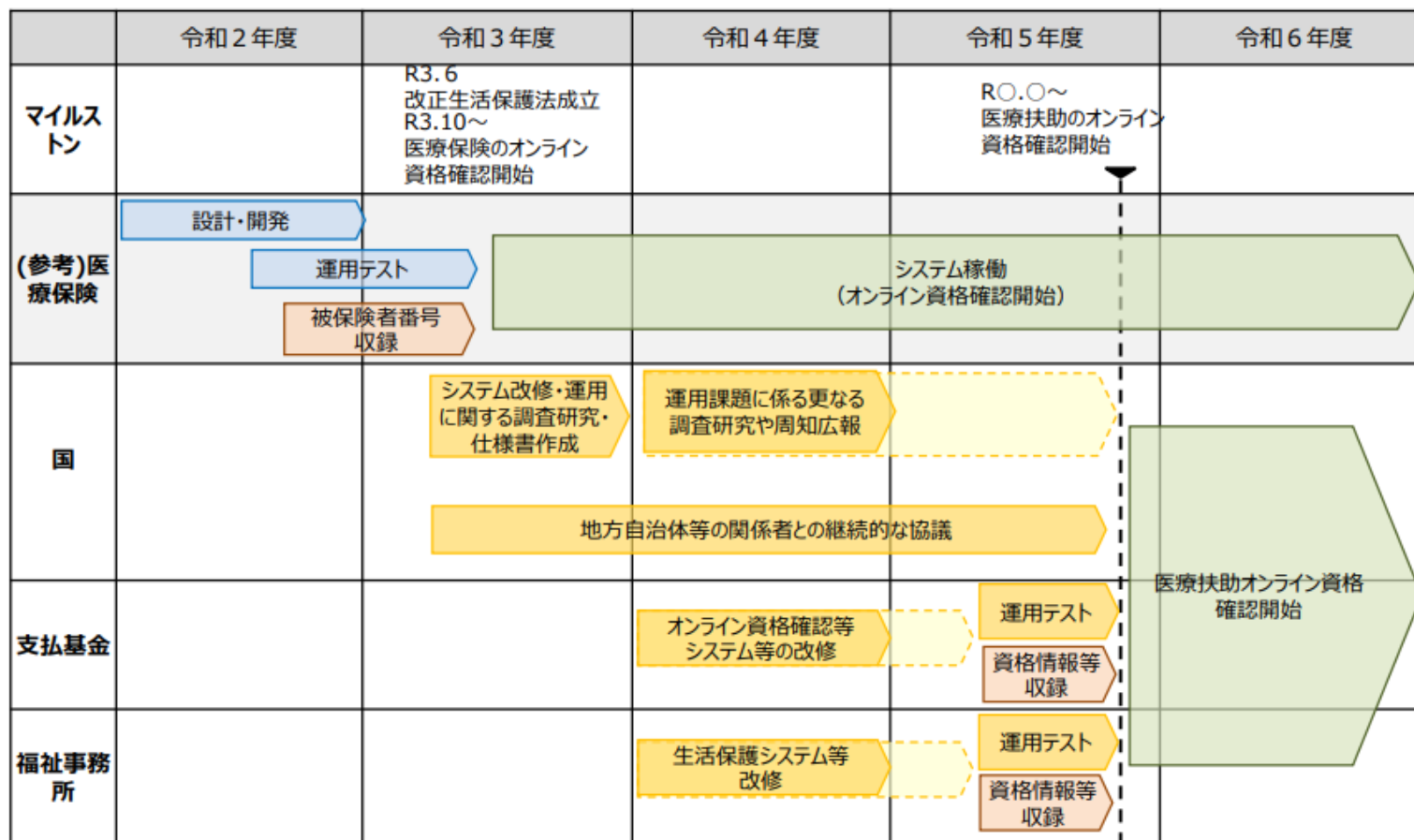
第4回 医療扶助に関する 検討会資料より抜粋

実施スケジュール

【令和3年度】医療扶助のオンライン資格確認導入については、令和3年度に実施する調査研究事業（令和3年5月下旬～）において、福祉事務所や支払基金におけるシステム改修の詳細や実務について更なる検討を行う。

【令和4年度】調査研究で整理された要件等を踏まえて、オンライン資格確認システム及び福祉事務所等のシステム改修を行う。

【令和5年度】医療扶助のオンライン資格確認を開始する。



※医療機関等にかかる影響や必要な対応についても並行して検討することとしている

医療扶助のオンライン資格確認の実現方式

ー 実現方式のイメージ

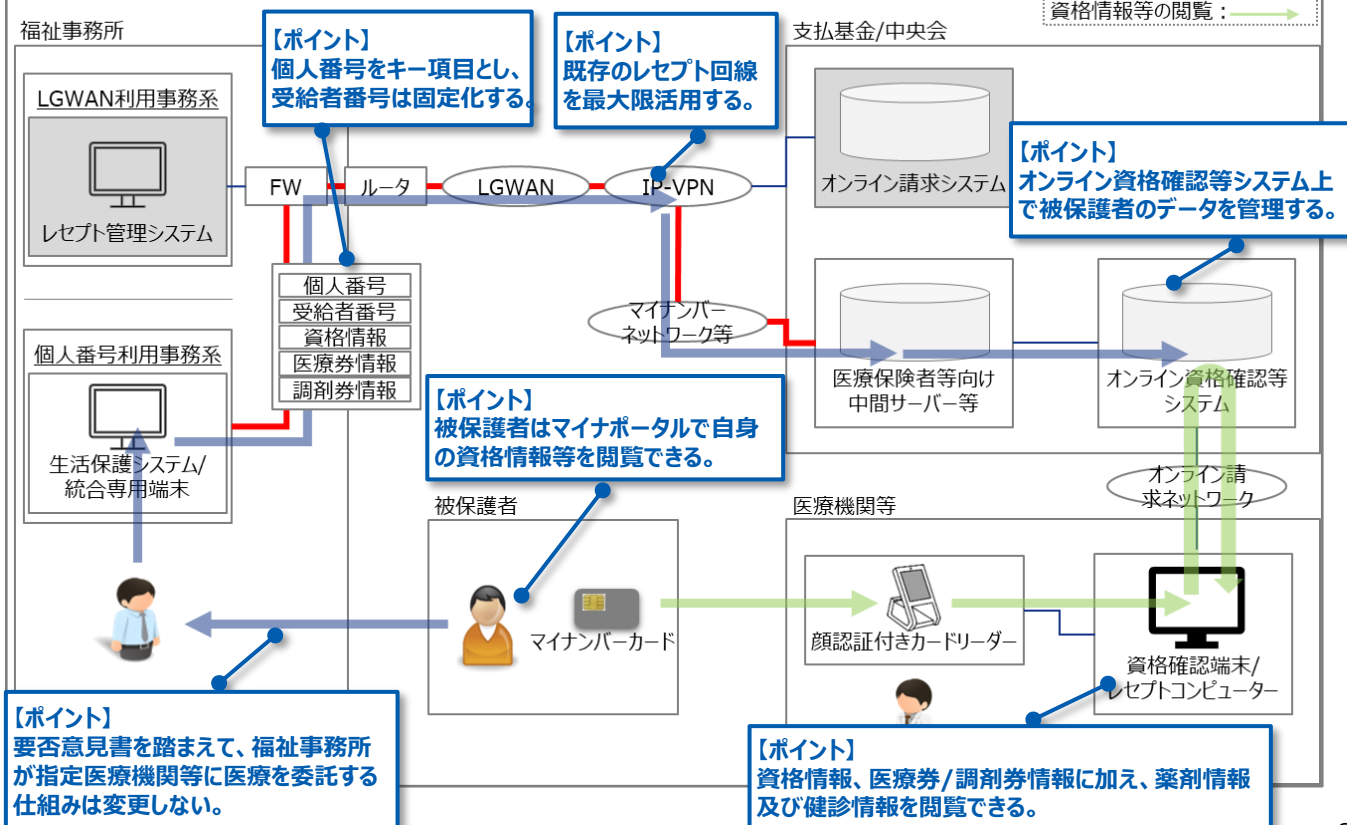
医療扶助のオンライン資格確認の導入方針

- 医療扶助のオンライン資格確認においては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
 - 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。
 - 上記に必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する。
 - オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録し、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。

【期待される効果】

- 事務コストの低減**
 - 紙の医療券/調剤券の発行業務の削減
 - 紙の医療券/調剤券を受領する業務の削減
 - 診療報酬の再審査請求業務の削減
- より良い医療の提供**
 - 薬剤情報の閲覧
 - 健診情報の閲覧
 - 医療扶助のデータのNDBへの連携
- 制度の信頼性の向上**
 - 医療保険と同様の本人確認(顔認証等の活用)による確実な資格確認
 - 頻回受診の傾向がある被保護者等の迅速な把握/指導

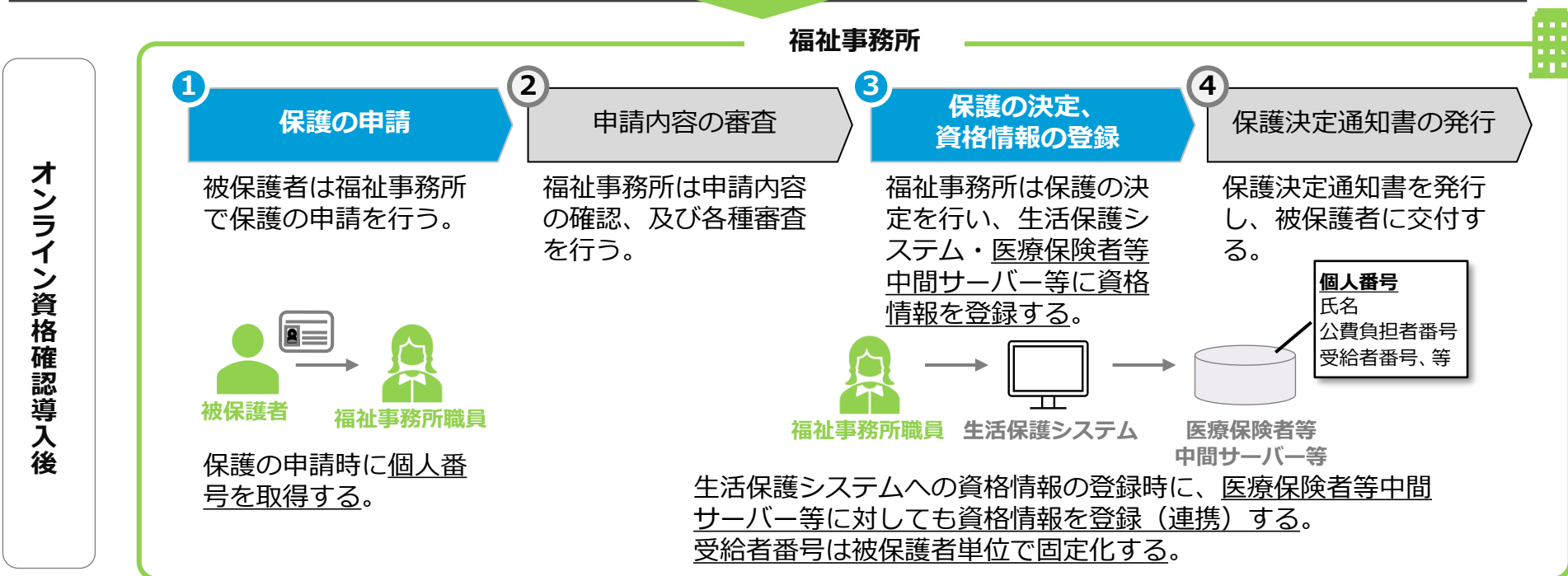
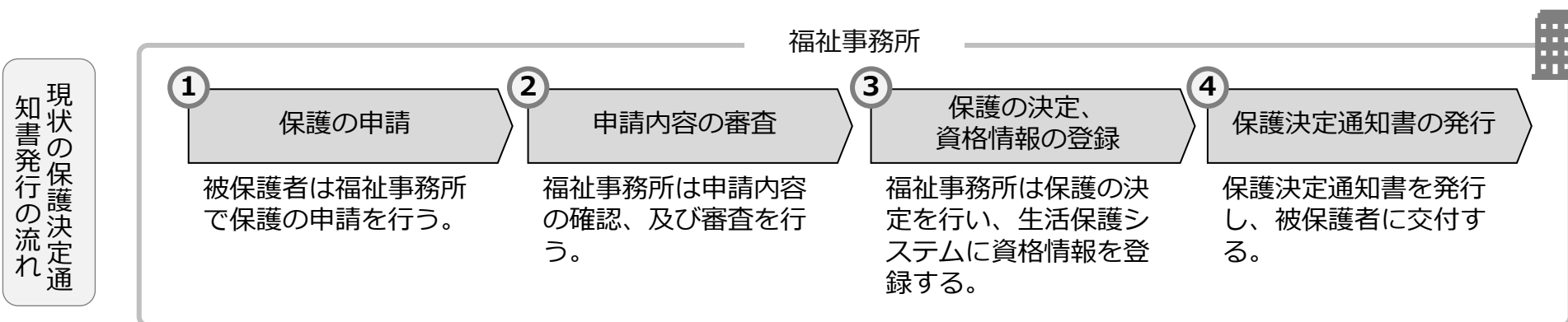
【事業スキーム案（現時点のイメージ）】



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（1/3）

－ 保護決定（資格情報の登録）

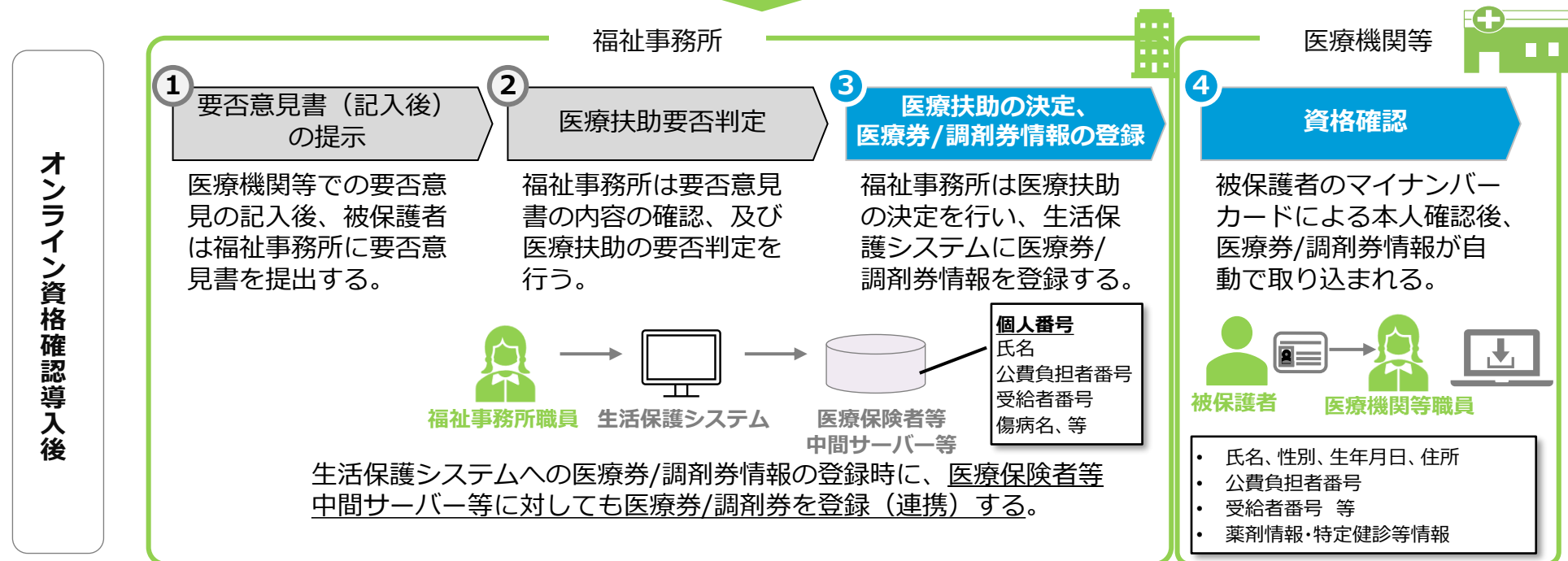
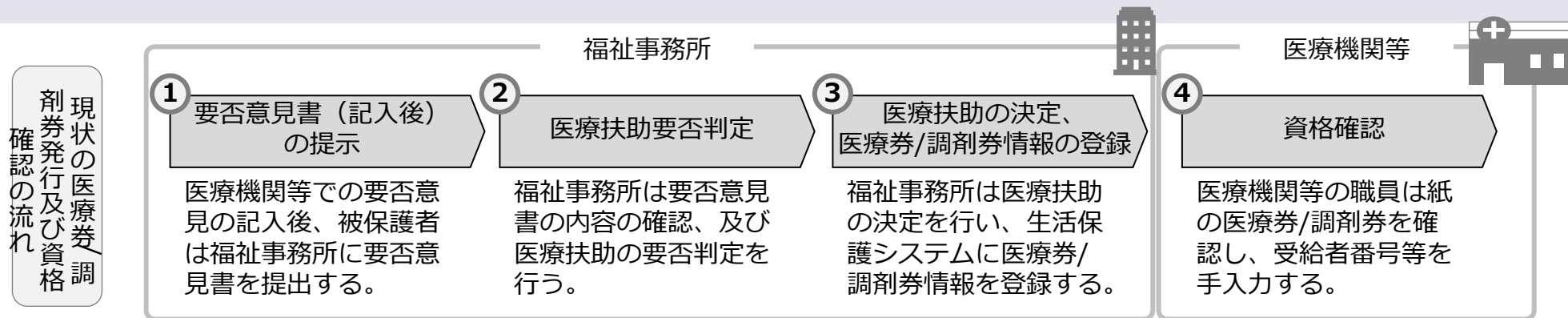
- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、保護決定業務の主な変更点は以下の通り。



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（2/3）

ー 医療扶助決定（医療券/調剤券情報の登録、資格確認）

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、医療券/調剤券発行業務及び医療機関等における資格確認業務の主な変更点は以下の通り。



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（3/3）

ー 主な業務の一覧

- 医療扶助のオン資導入により、これまで紙媒体で連携されていた情報（医療券/調剤券情報）及び自治体内/特定の機関内でのみ活用されていた情報（健診情報/薬剤情報）が、医療機関等でもオンラインで閲覧できるようになる想定。

医療扶助のオン資導入前

福祉事務所

- 受給者番号は基本、個人単位で固定化
- 要否意見書等の確認後、医療扶助が決定された被保護者に対して、紙の医療券/調剤券を発行。
- 被保護者の健診情報を健康管理支援事業の中で活用（自治体内に閉じた活用）。
- レセプト情報を利用して、頻回受診指導の対象者を特定。
- レセプト管理システムから数か月前のレセプト情報を確認可能。

支払基金・中央会

- 医療扶助の医療券/調剤券の情報、被保護者の薬剤情報及び健診情報はオンライン資格確認の対象外。
- 医療扶助の医療券/調剤券の情報等はマイナポータルへの連携対象外。

医療機関等

- 被保護者から提示、又は福祉事務所から郵送された紙の医療券/調剤券を確認し、公費負担者番号・受給者番号等をレセコン等に手入力して情報を管理。
- 自機関以外が管理する被保護者の薬剤情報及び健診情報の入手に制約がある。
- 未委託の医療機関等での受診時は、福祉事務所への電話等による確認で、そのまま受診することが可能。

医療扶助のオン資導入後

- 受給者番号は法令に規定のうえ、個人単位化を徹底。
- 要否意見書等の確認後、医療扶助が決定された被保護者の医療券/調剤券情報を医療保険者等向け中間サーバー等に登録。
※紙の医療券/調剤券の発行も併存。
- 被保護者の健診情報をオンライン資格確認等システム及びNDBに登録。
- 資格確認実績（ログ情報）も利用して早期に頻回受診の傾向がある者等を把握。
- 請求前資格確認を利用して早期にレセプト情報を確認可能。

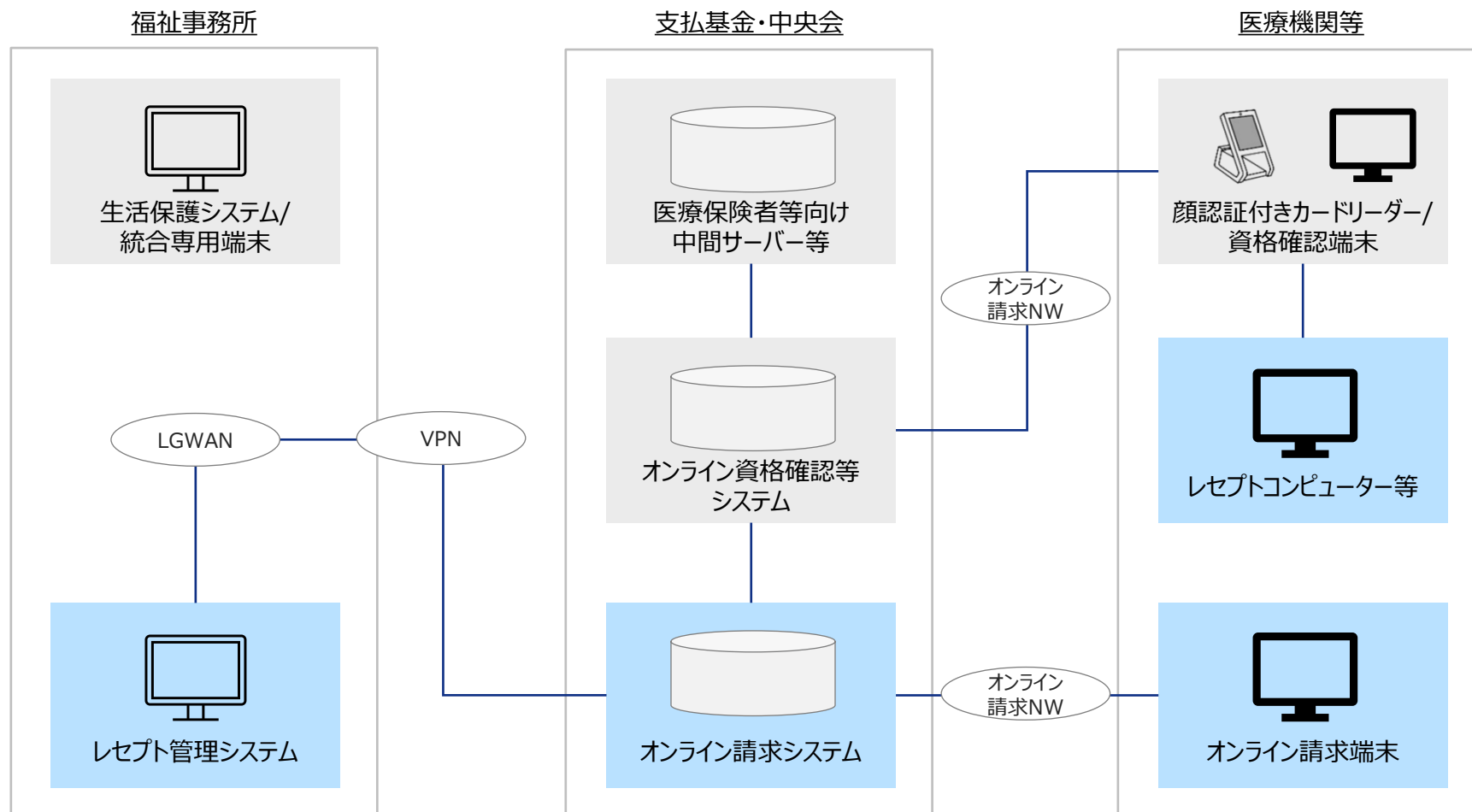
- 医療扶助の医療券/調剤券の情報、被保護者の薬剤情報及び健診情報をオンライン資格確認等システムで管理。
- 医療扶助の医療券/調剤券情報等もマイナポータルに連携する。

- オンライン資格確認により、被保護者の医療券/調剤券情報が自動でレセコン等に取り込まれる。
- 被保護者の同意に基づき薬剤情報及び健診情報が閲覧可能。
- （導入前の対応を踏襲）未委託の医療機関等での受診時は、導入前と同様の対応により受診可能。

ネットワーク方式

ー AsIs（現行）

- 医療扶助のオン資導入前は福祉事務所⇔支払基金・中央会はレセプトに係るシステムで接続されており、福祉事務所の基幹システム（生活保護システム）は未接続。

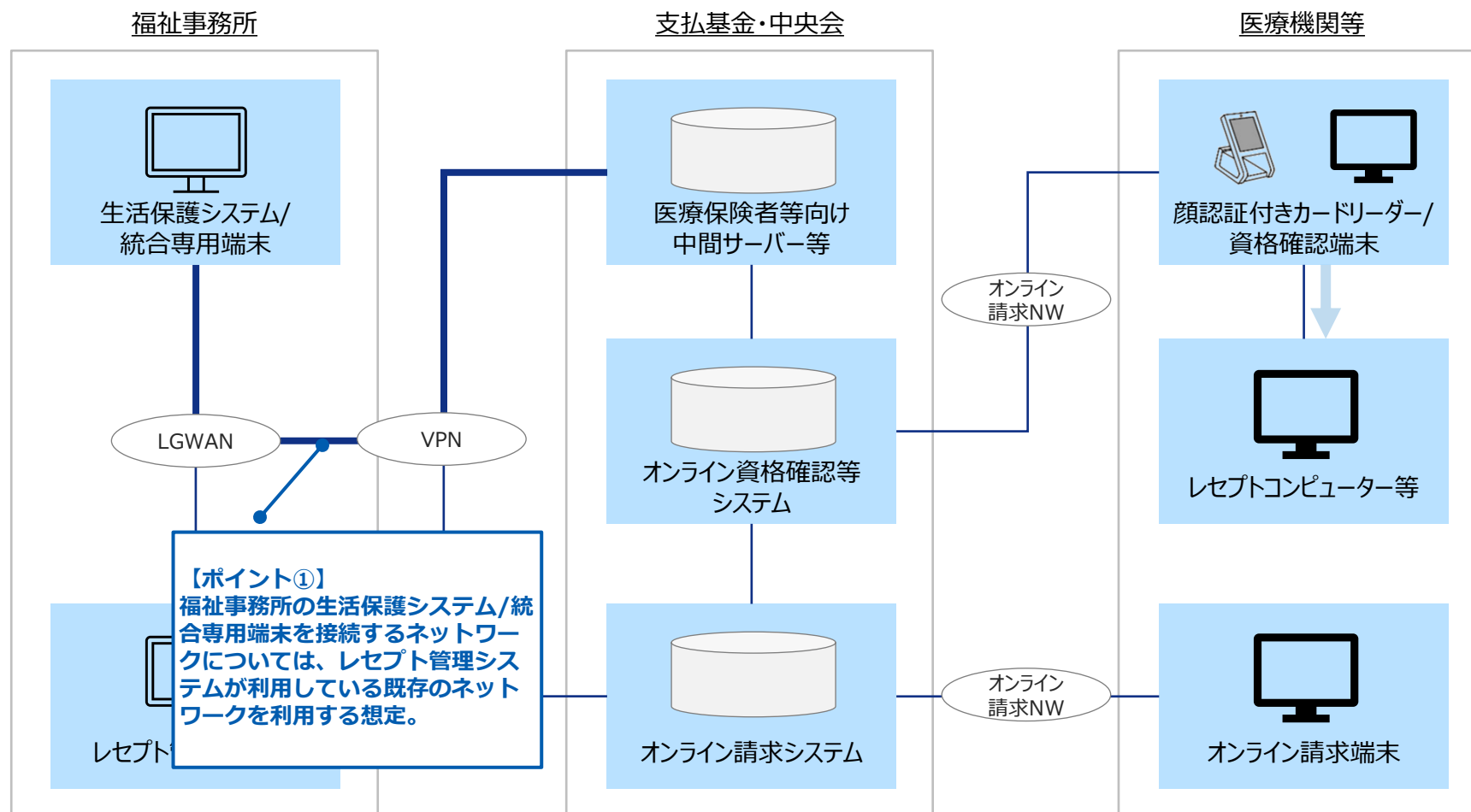


※上記の他、特定健診等データ収集システム等の関連システムも活用する。

ネットワーク方式

ー ToBe（オン資導入後）

- 医療扶助のオン資導入後はレセプト管理システムのネットワークを利用して、福祉事務所の基幹システム（生活保護システム）も支払基金・中央会のシステムと接続し、医療扶助の資格情報・医療券/調剤券情報等を連携する。



※上記の他、特定健診等データ収集システム等の関連システムも活用する。

オンライン資格確認の導入で実装する主な機能

ー 医療扶助のオンライン資格の主な基本機能・独自機能の一覧

- ・ オン資の基本機能については、医療保険のオン資で活用されている資源を改修し対応できる想定。一方で、医療扶助の利便性向上に資する独自機能については、医療保険のオン資と異なる対応となるため、新規での機能開発等が必要になる想定。

オン資の基本機能

医療扶助の利便性向上に資する独自機能

福祉事務所のシステム

- ・ 医療扶助の資格情報及び医療券/調剤券情報の管理・登録機能
- ・ 被保護者の健診情報の管理及び連携機能

- ・ 資格確認実績（ログ情報）の取得及び加工機能

支払基金・中央会のシステム

- ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の機能連携
- ・ 被保護者の健診情報の管理及び連携機能
- ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）
- ・ マイナポータルへの医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の連携機能

- ・ 資格確認実績（ログ情報）の管理及び連携機能
- ・ 未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能
- ・ 未委託の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能
- ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能

医療機関等のシステム

- ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の要求、取り込み及び表示機能
- ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）

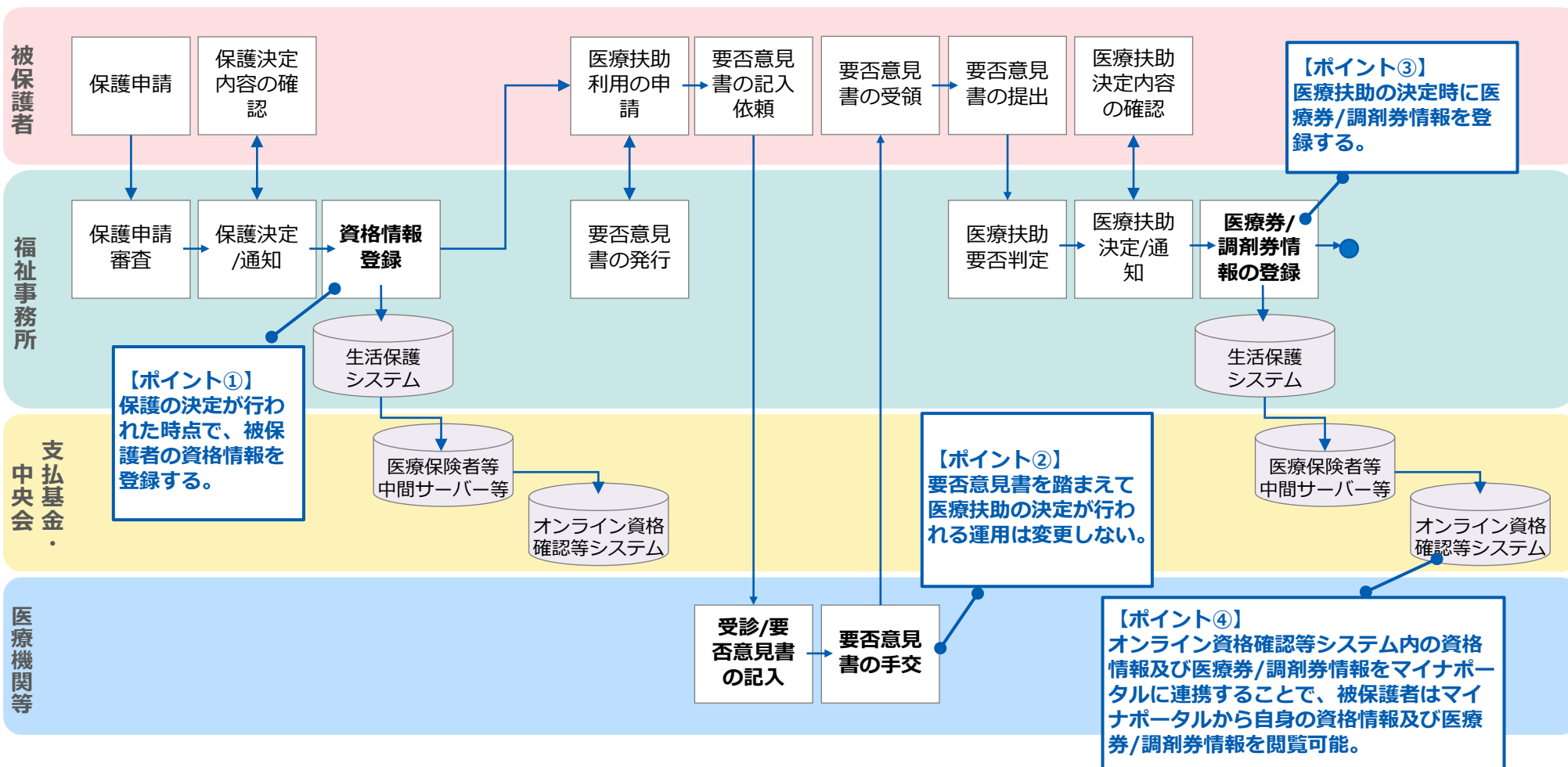
- ・ 未委託の医療機関等として特定された場合のメッセージ文の表示機能
- ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能

オンライン資格確認導入後の業務フロー

ー 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録

- ・ 福祉事務所は、生活保護の保護決定時に医療扶助の資格情報を登録する。
- ・ 福祉事務所は、医療扶助の決定時に医療券/調剤券情報を登録する。

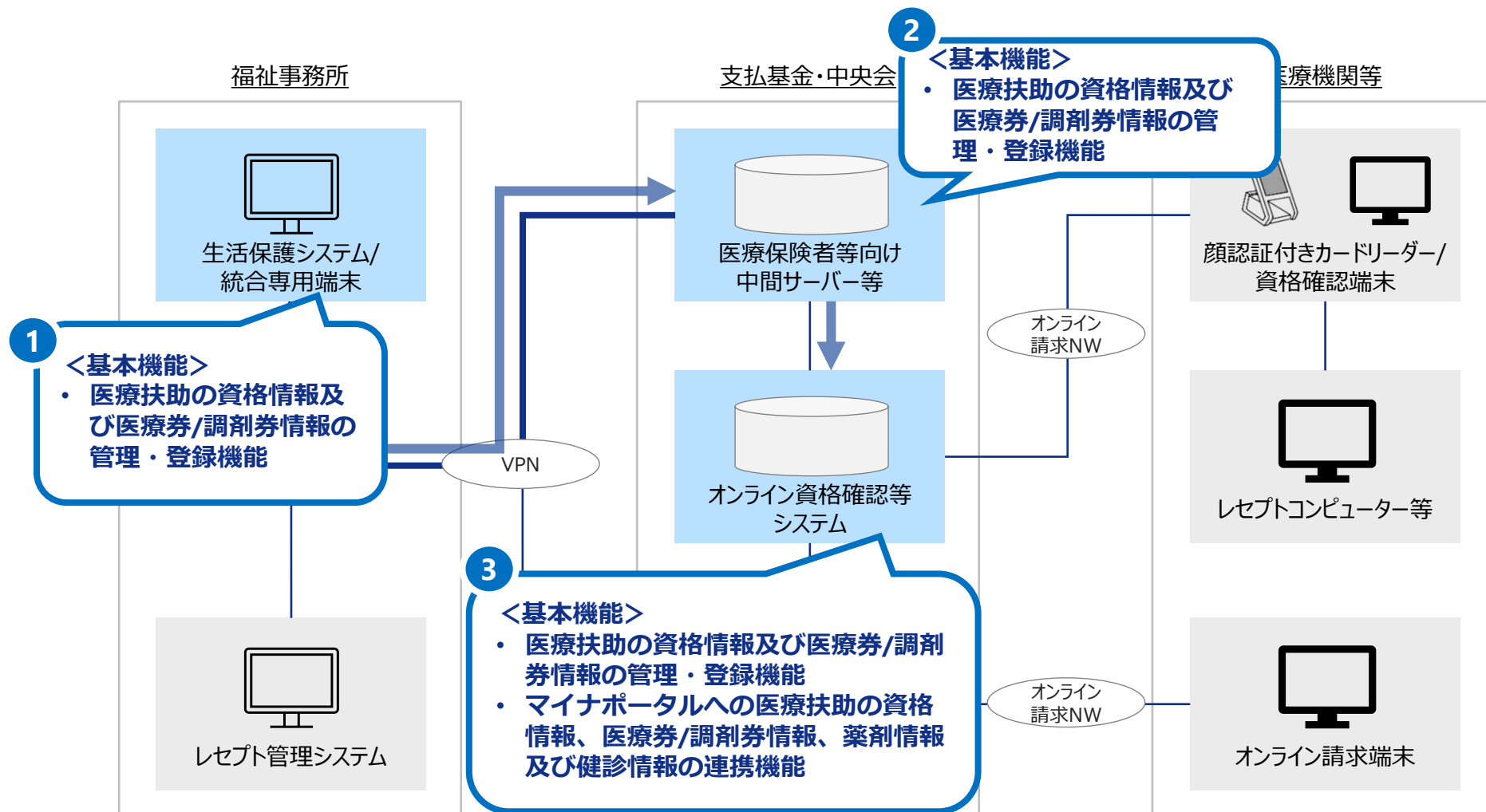
資格情報及び医療券/調剤券情報の登録のフロー



オンライン資格確認導入後の業務

ー 資格情報及び医療券/調剤券情報の登録（実装機能）

- 前頁の続き。

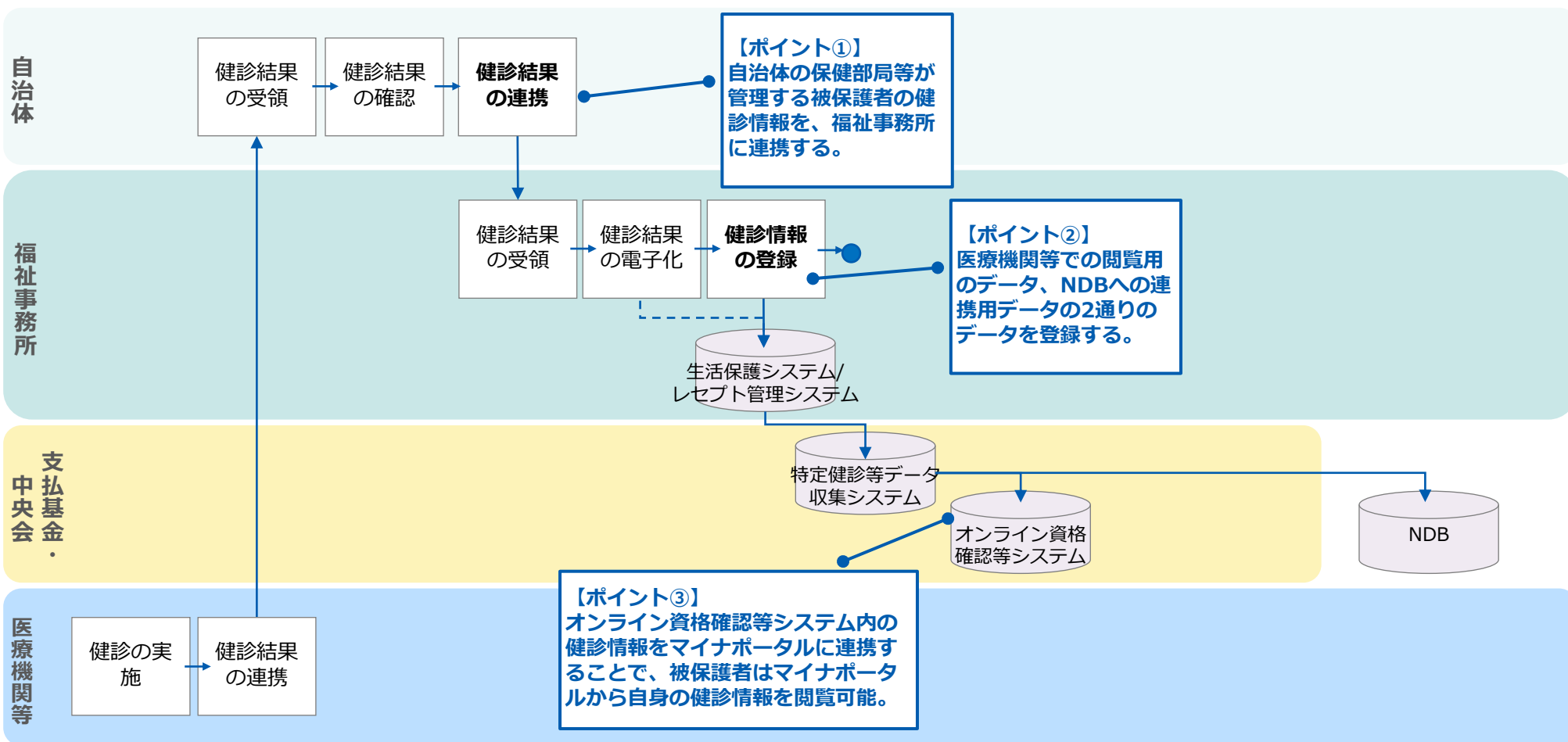


オンライン資格確認導入後の業務フロー

ー 健診情報の登録

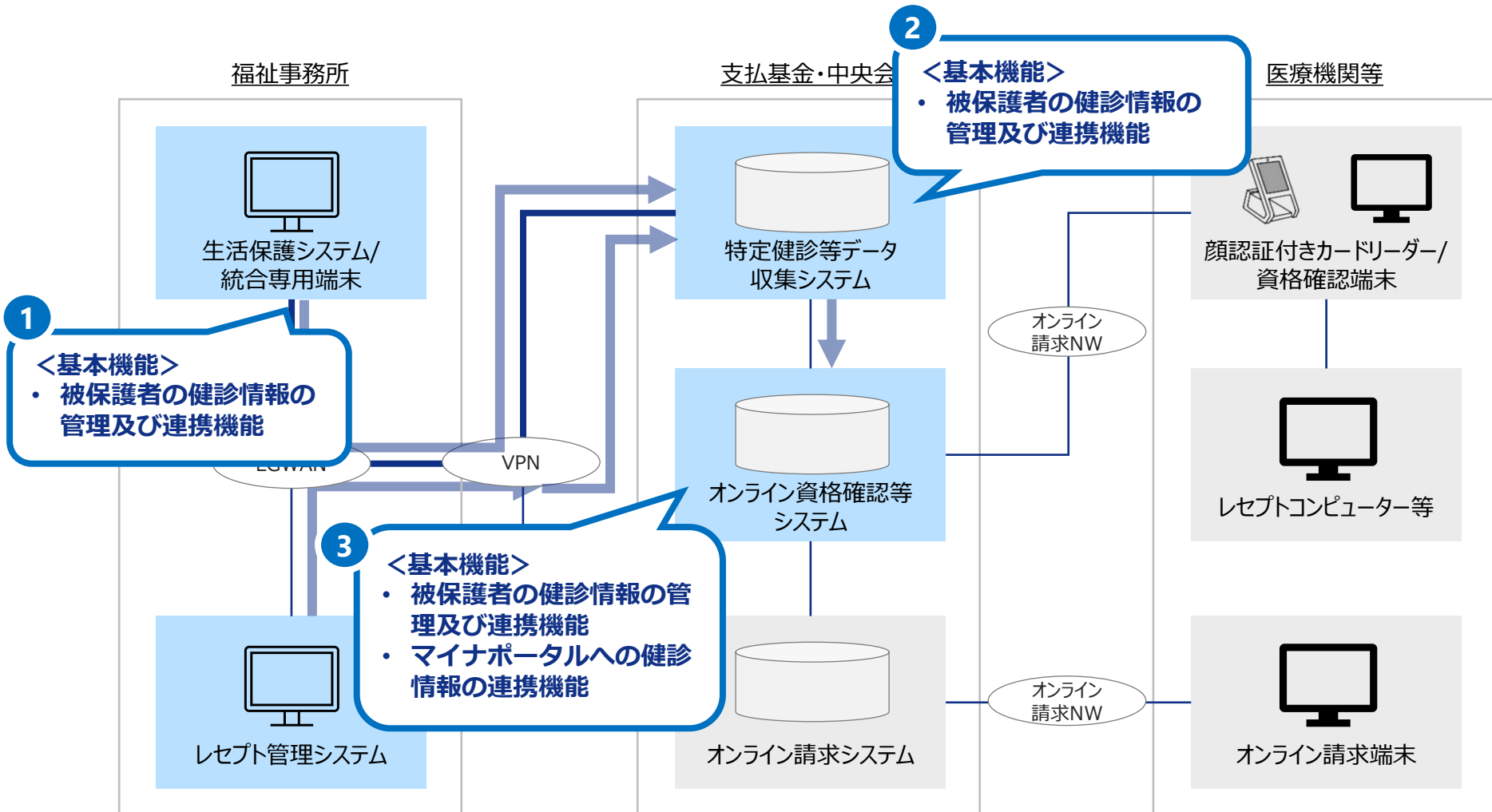
- 既に被保護者健康管理支援事業において、レセプト管理システムで被保護者の健診情報を管理している福祉事務所も存在することから、健診情報の連携は生活保護システム及びレセプト管理システムから選択できることとする。

健診情報の登録のフロー



オンライン資格確認導入後の業務 ー 健診情報の登録（実装機能）

- 前頁の続き。

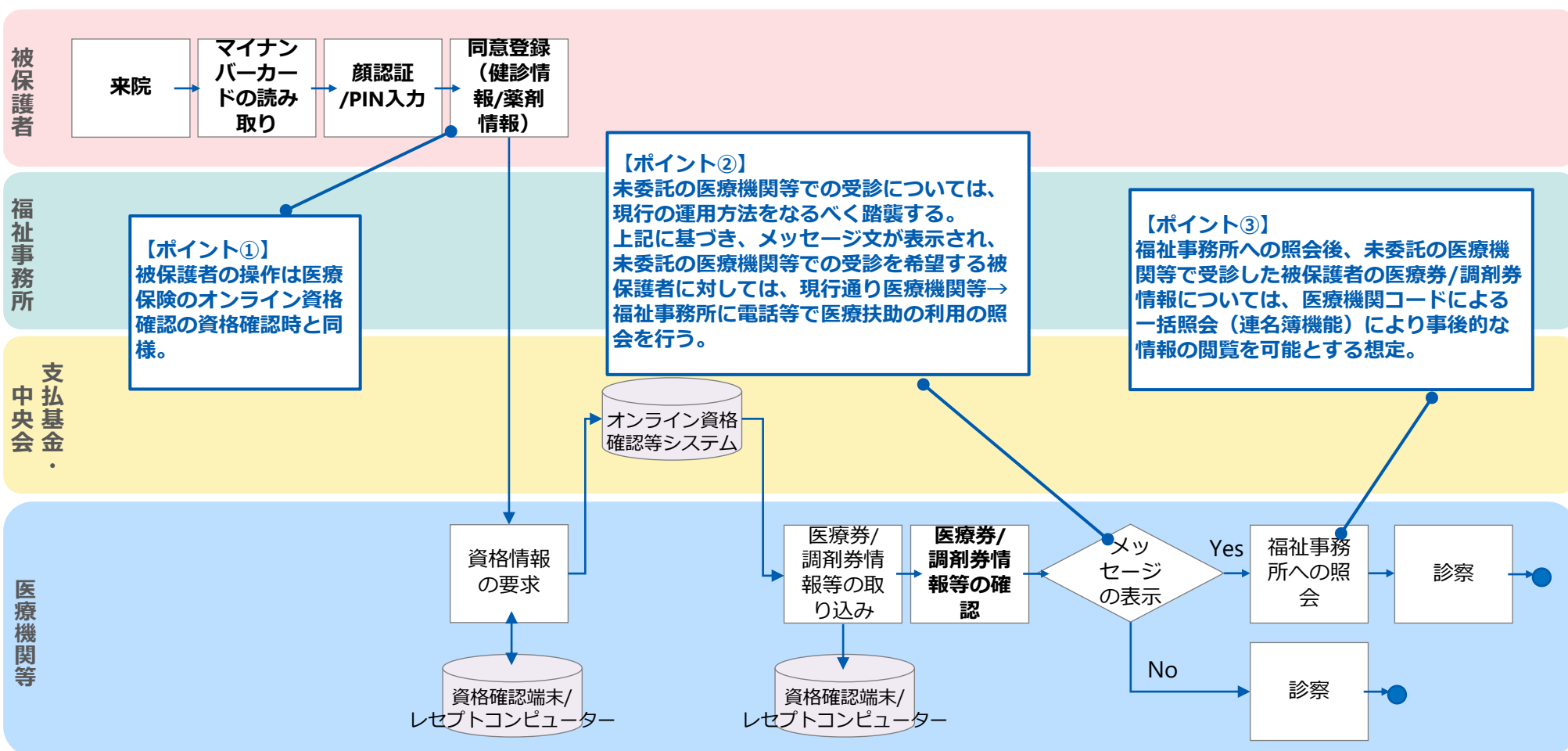


オンライン資格確認導入後の業務フロー

ー 資格確認

- 医療機関等の顔認証付きカードリーダーで被保護者が行う操作は医療保険のオンライン資格確認と同様にする方針。
- 未委託の医療機関等での受診については、未委託であることが医療機関等に伝わるようにしつつ、現行、福祉事務所への電話等による確認が行われていることを踏まえて診察を可とする想定。

資格確認のフロー



オンライン資格確認導入後の業務

ー 資格確認（実装機能）

- ・ 前頁の続き。

1

＜基本機能＞

- ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の要求、取り込み及び表示機能
- ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）

＜独自機能＞

- ・ 未委託の医療機関等として特定された場合のメッセージ文の表示機能
- ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での要求及び取り込み機能

LGWAN

VPN

オンライン資格確認等
システム

医療機関等

顔認証付きカードリーダー/
資格確認端末

レセプトコンピューター等

2

＜基本機能＞

- ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の機能連携
- ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）

＜独自機能＞

- ・ 未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能
- ・ 未委託の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能
- ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能

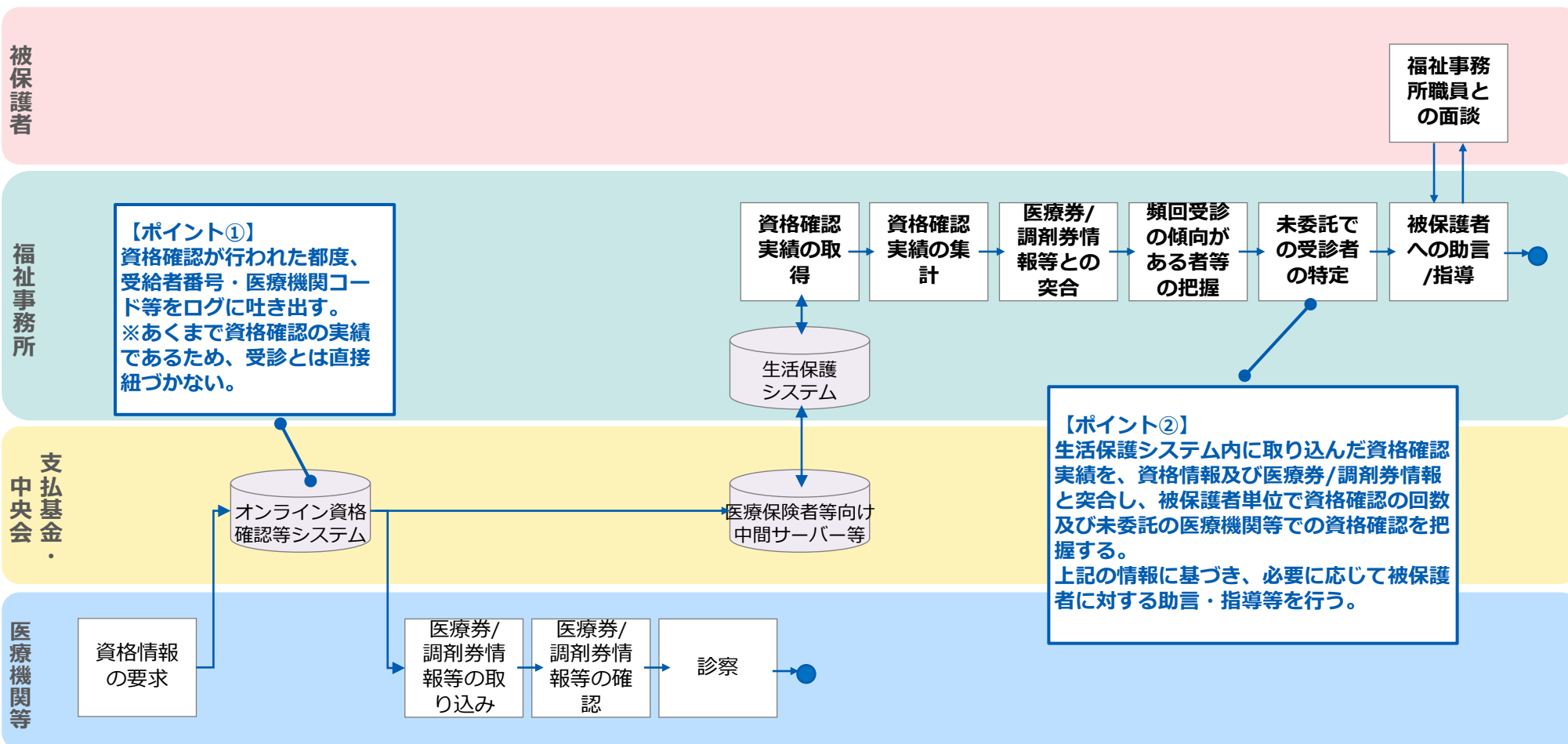
オンライン請求端末

オンライン資格確認導入後の業務フロー

ー 資格確認実績（ログ情報）の連携

- 被保護者の資格情報が要求された実績を資格確認実績（ログ情報）としてオンライン資格確認等システム→医療保険者等向け中間サーバー等に連携する。
- 生活保護システムは、医療保険者等向け中間サーバー等から資格確認実績（ログ情報）を取得し、頻回受診の傾向がある者等を把握する。

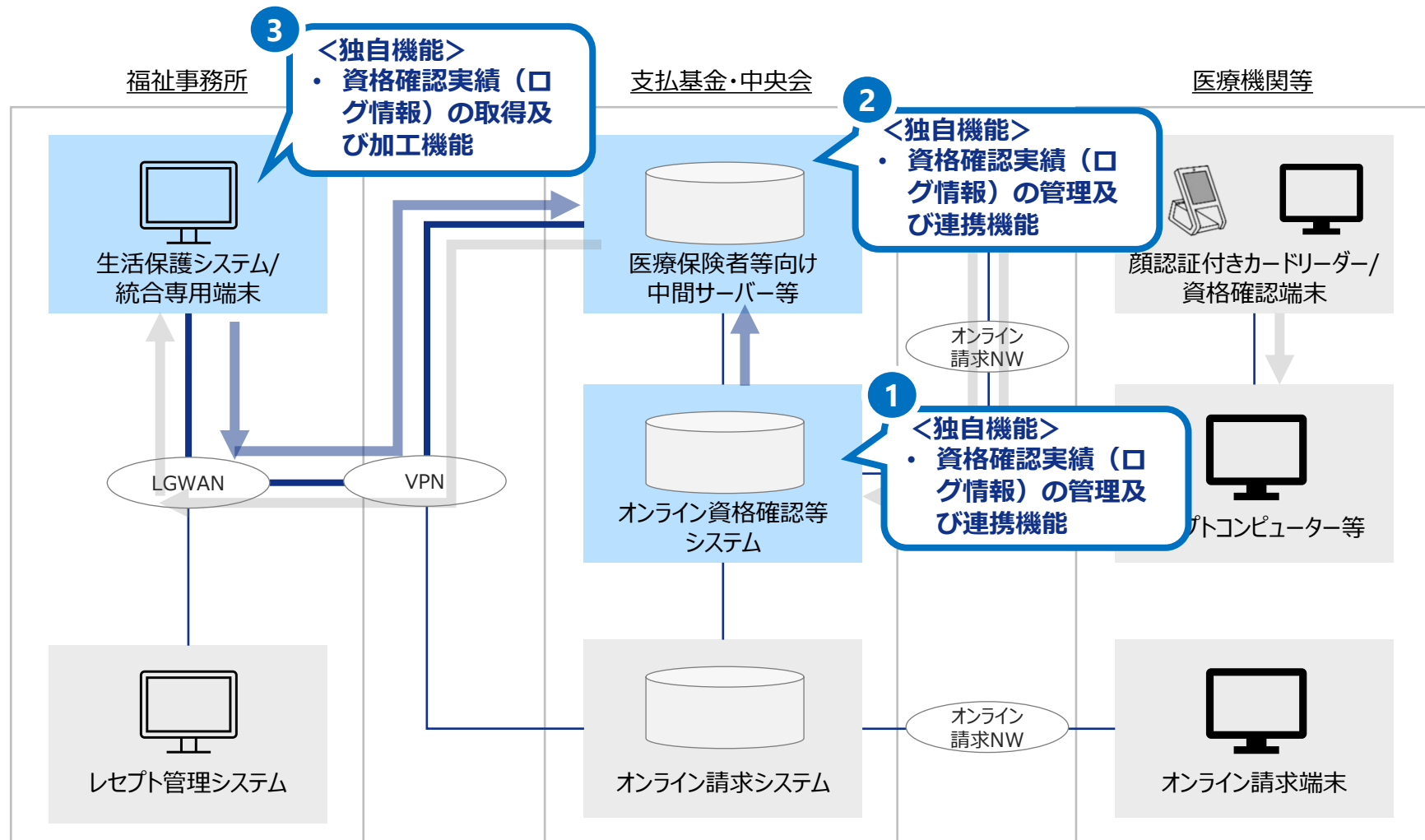
（資格確認実績(ログ情報)の連携）



オンライン資格確認導入後の業務

ー 資格確認実績（ログ情報）の連携（実装機能）

- 前頁の続き。



福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー 検討の背景

令和2年11月30日
医療扶助に関する検討会
“議論のとりまとめ”より抜粋

【オンライン資格確認の導入】

ため、医療保険のオンライン資格確認等システム
具体的には、被保護者の資格情報を福祉事務所
がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険
と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要
な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉
事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う
方向で検討する。

（医療扶助特有の機能）

○ 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療
機関及び薬局で医療を受けるという制度となっておらず、受診する医療機関等を個
別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体と
しては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに
適切な受診を確保している。

○ こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オン
ライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事
務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機
関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療
扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組み
とする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行わ
れるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検
討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助
による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な
委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、
被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録
することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等
により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

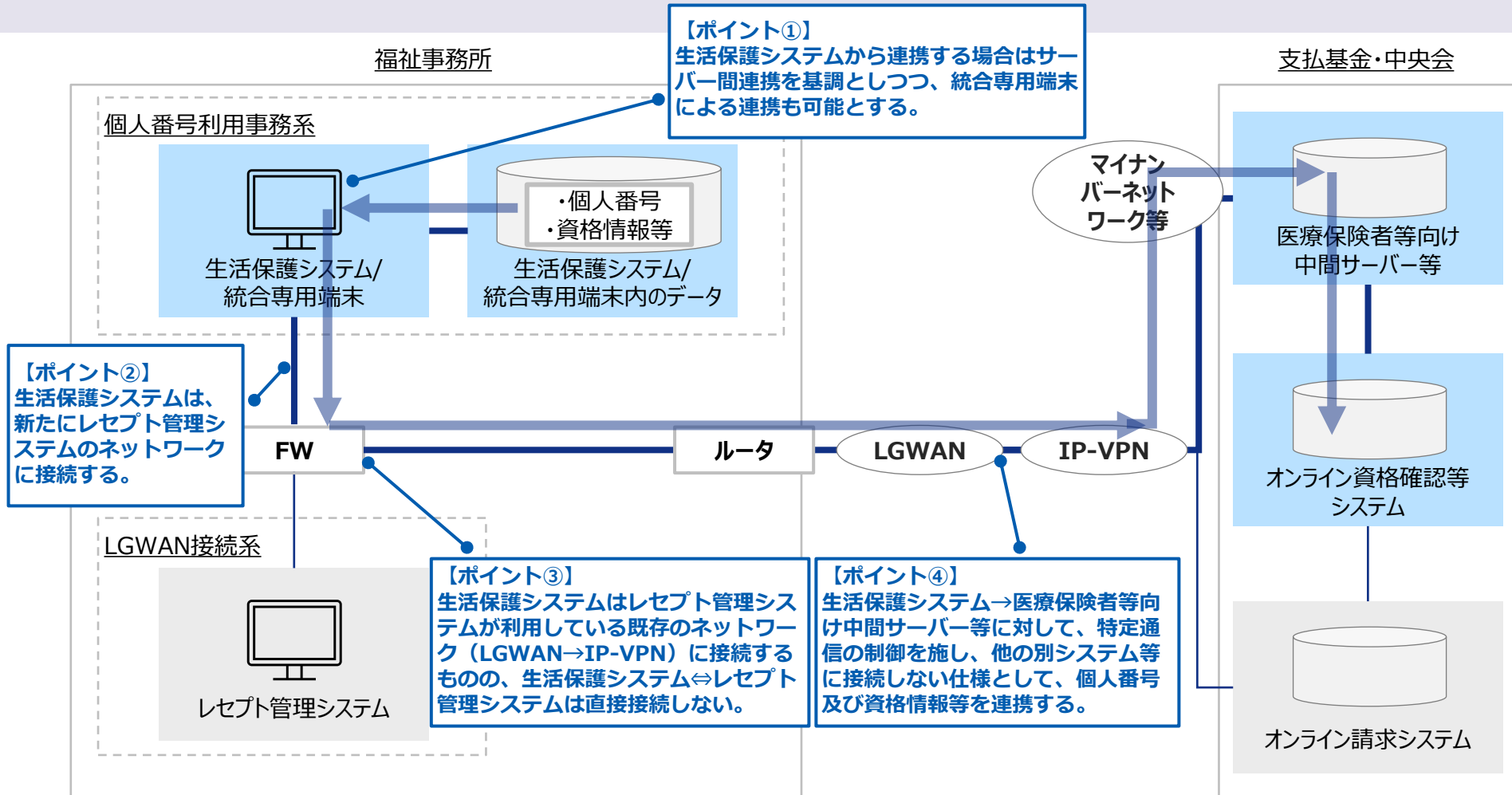
※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が被保護者健康管理支
援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- ・ 福祉事務所が利用する既存のネットワークを活用することで、福祉事務所の改修範囲を限定する。
- ・ 現行の仕組みの中で、福祉事務所⇔支払基金を接続するレセプト情報連携用のネットワークを活用する。

福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー ネットワーク方式の考え方

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に併せて、生活保護システム内で個人番号を管理し、且つ生活保護システムをLGWANに接続する。
- 新規でネットワークを敷設するコストを削減するため、レセプト管理システムとオンライン請求システムが接続する既存のネットワークを最大限活用する。

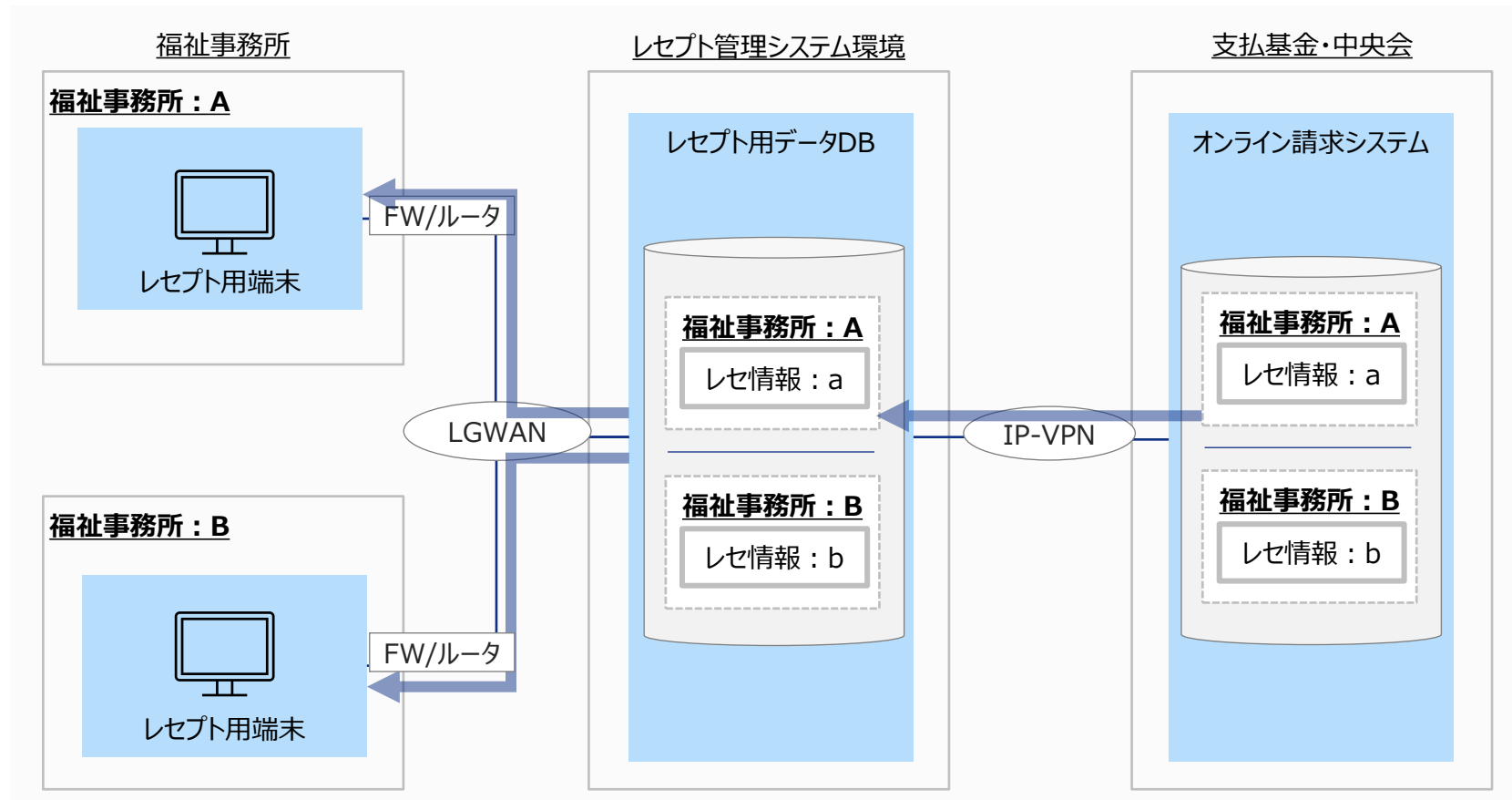


福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー (AsIs) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所

- 現行、クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所においては、レセプト用端末を利用して、レセプト管理システム環境内のレセプト情報を閲覧している。

(AsIs) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所

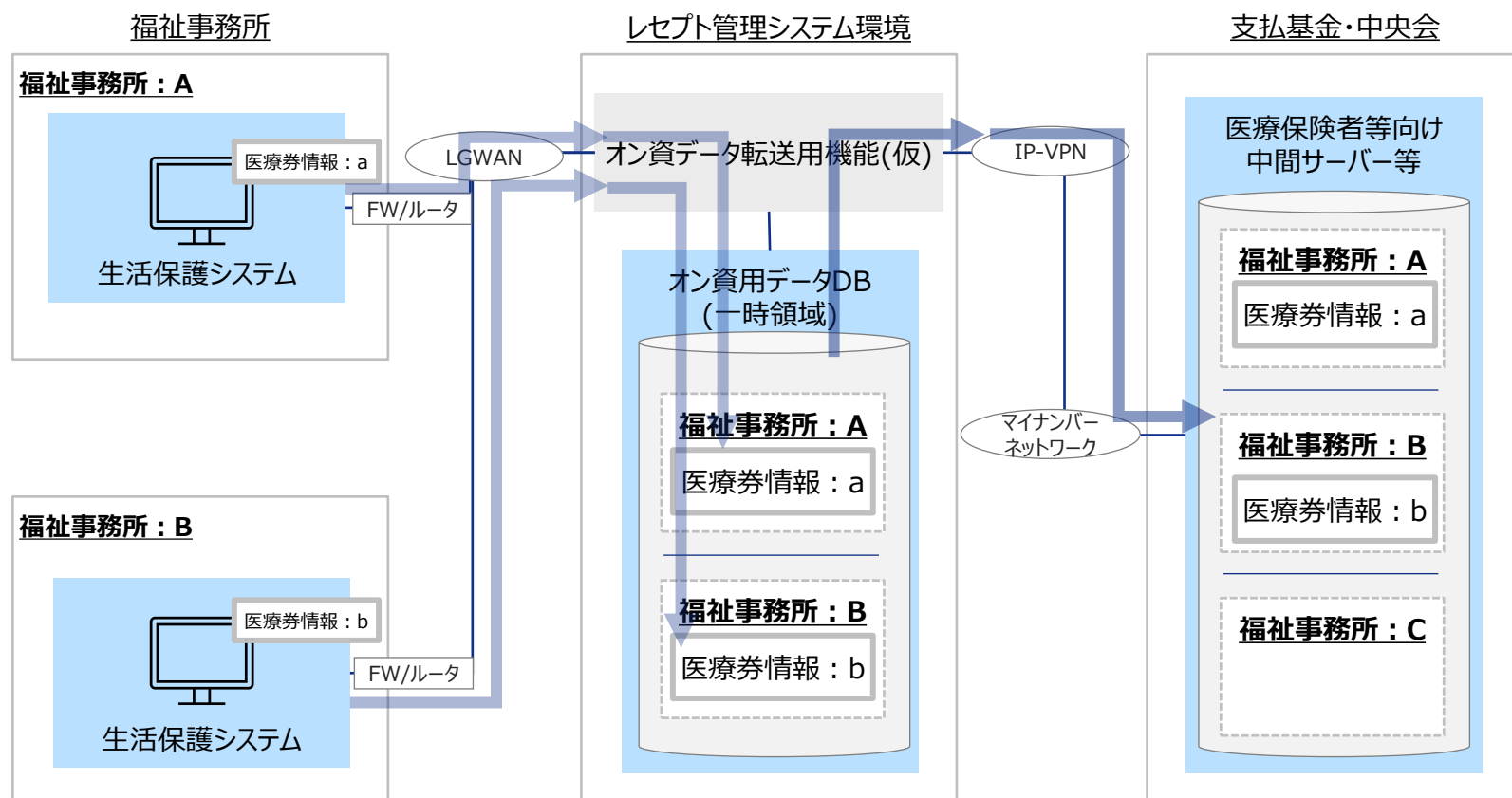


福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー (ToBe) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所_生活保護システム

- オン資導入後（サーバー間連携）、クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所においては、生活保護システム→（LGWAN）→レセプト管理システム環境に医療券情報等を連携し、その後、レセプト管理システム環境→（IP-VPN・マイナンバーネットワーク）→医療保険者等向け中間サーバー等に対してレセプト管理システム環境から纏めてデータ連携を行う想定。
※但し、レセプト管理システム環境→医療保険者等向け中間サーバー等の接続用ネットワークIDは福祉事務所単位。

(ToBe) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所_生活保護システム

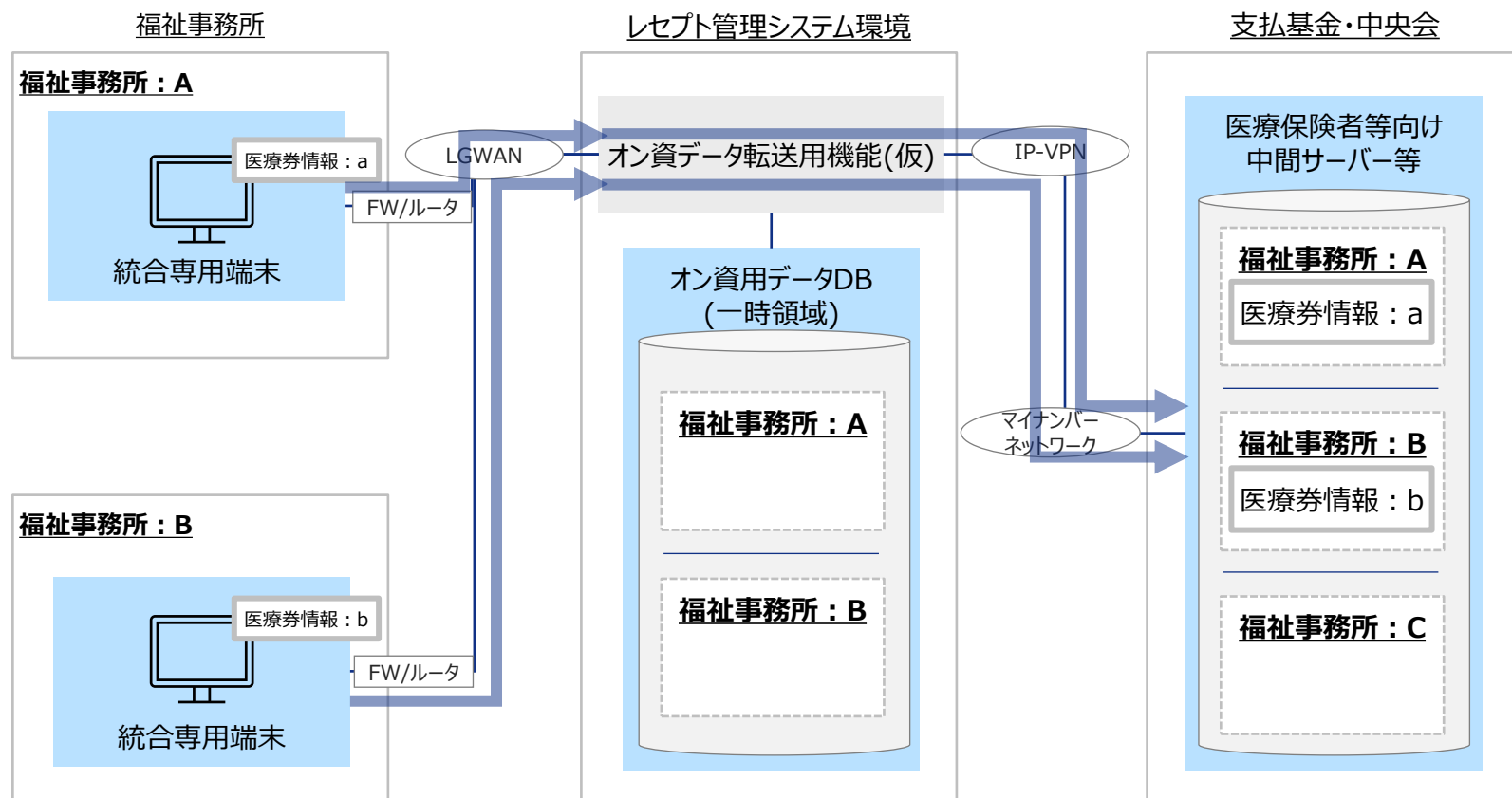


福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー (ToBe) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所_統合専用端末

- ・ オン資導入後（統合専用端末連携）、クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所においては、統合専用端末→（LGWAN・IP-VPN・マイナンバーネットワーク）→医療保険者等向け中間サーバー等に対して医療券情報等を登録する想定。

(ToBe) クラウド版レセプト管理システムを利用する福祉事務所_統合専用端末

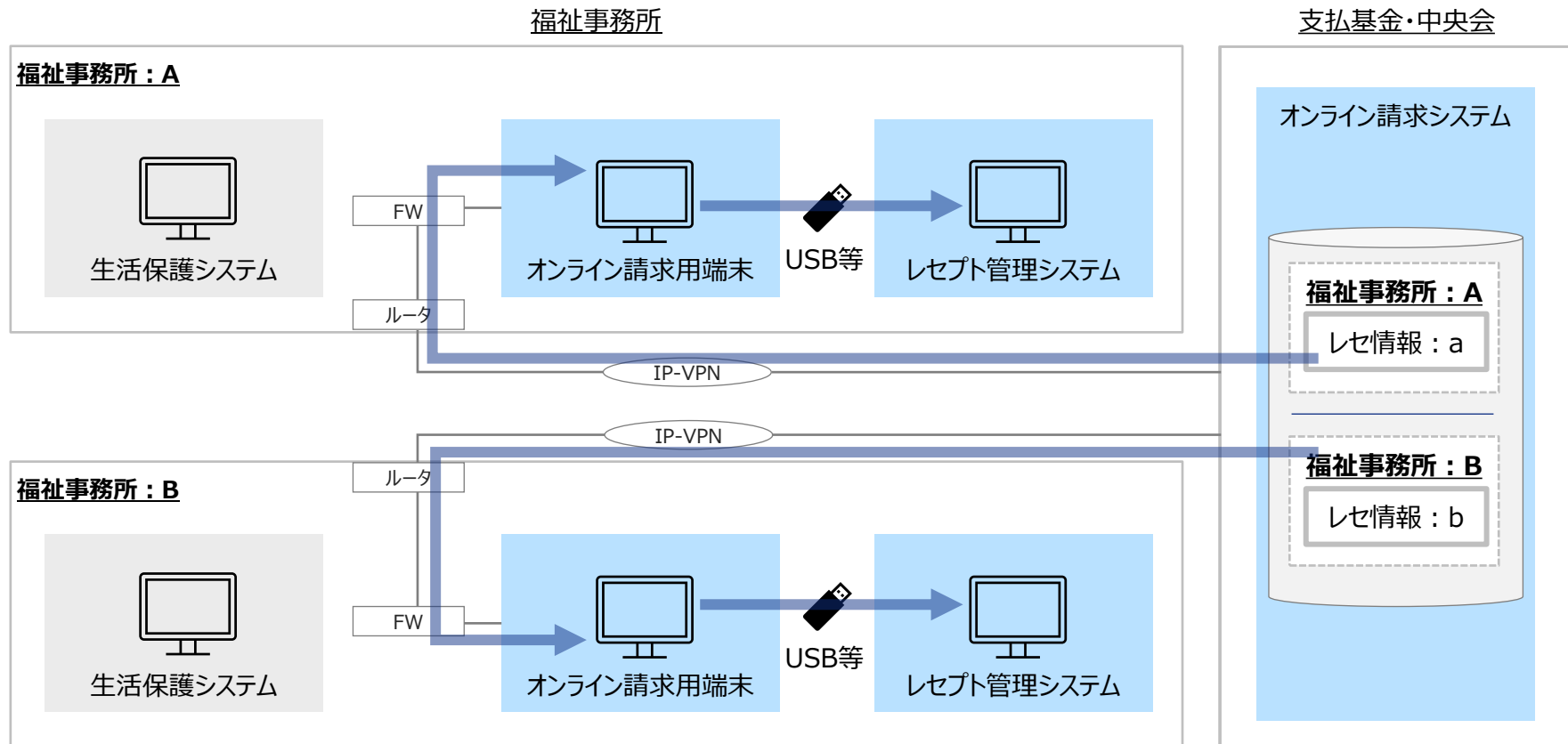


福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー (AsIs) オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所

- ・ 現行、オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所においては、オンライン請求用端末を利用し、オンライン請求用端末 → (IP-VPN) → レセプト管理システムに対してレセプト情報を取り込み、審査業務などを実施している。

(AsIs) オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所

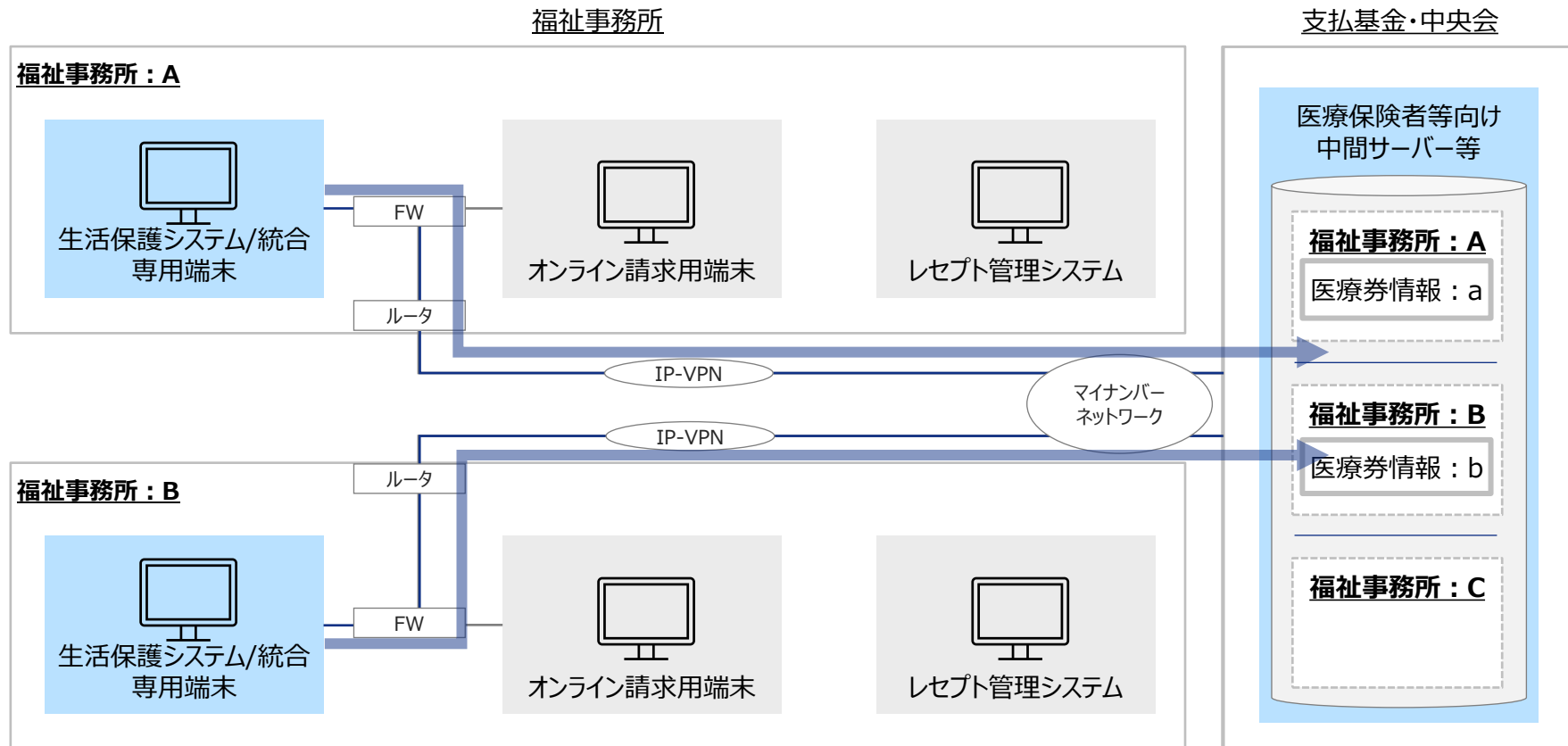


福祉事務所⇔支払基金を接続するネットワーク

ー (ToBe) オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所

- ・ オン資導入後、オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所においては、生活保護システム→（IP-VPN・マイナンバーネットワーク）→医療保険者等向け中間サーバー等に対して医療券情報等を登録する想定。

(ToBe) オンプレ版レセプト管理システムを利用する福祉事務所



福祉事務所が被保護者の受診状況（資格確認の状況）を把握する仕組み

ー 検討の背景

令和2年11月30日
医療扶助に関する検討会
“議論のとりまとめ”より抜粋

【オンライン資格確認の導入】

ため、医療保険のオンライン資格確認等システムを、医療保険のオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。

（医療扶助特有の機能）

○ 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療機関及び薬局で医療を受けるという制度となっておらず、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体としては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。

○ こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

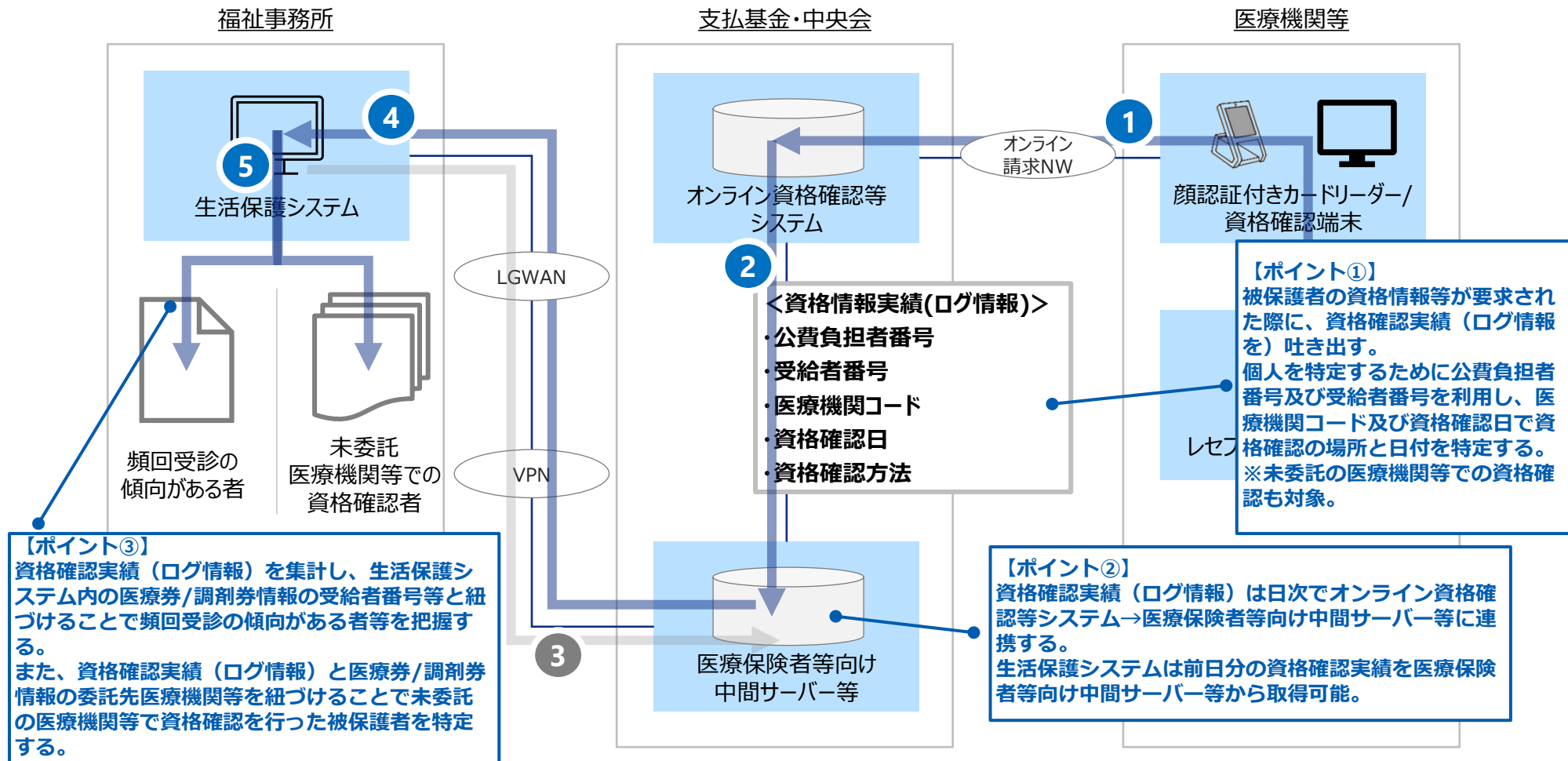
※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が被保護者健康管理支援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- ・ 医療機関等で、被保護者が資格確認（本人確認）を行う都度、誰が/どの医療機関等で/いつ資格確認（本人確認）を行ったのか把握できるログ情報をオンライン資格確認等システムに蓄積する。
- ・ 上記のログ情報を生活保護システムに取り込み、集計・分析することで、福祉事務所が被保護者の資格確認の状況を確認できる仕組みを導入予定。

福祉事務所が被保護者の受診状況（資格確認の状況）を把握する仕組み

－ 実現方式

- 医療保険者等向け中間サーバー等から取得した資格確認実績（ログ情報）を集計し生活保護システム内の医療券/調剤券情報等と突合することで、福祉事務所側で頻回受診の傾向がある者等を把握及び未委託の医療機関等で資格確認を行った被保護者を特定する想定。



福祉事務所が被保護者の受診状況（資格確認の状況）を把握する仕組み

ー 期待される効果 / 課題

- ・ 頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、頻回受診指導対象者及び未委託の医療機関での受診者の一次スクリーニングには有用である想定。

解決したい現行の課題

期待される効果

課題

頻回受診の傾向がある者等の把握

- ・ 頻回受診指導が行われているものの、レセプト情報を活用して頻回受診指導対象者を特定しているため、事象（頻回受診）の発生→福祉事務所の認知→被保護者の指導に数か月の期間を要している。

- ・ 前日分の資格確認実績（ログ情報）を日次で取得可能になることで、現行より早期に頻回受診の傾向がある者等の把握→必要に応じて助言・指導等を行うことができる。

未委託の医療機関等で資格確認を行った被保護者の特定

- ・ レセプト審査の際に初めて未委託の医療機関等で受診した被保護者の存在を把握することがある。

- ・ 未委託の医療機関等で資格確認を行った被保護者を早期に特定することで、制度の原則に反する未委託の医療機関等での受診件数の削減に資することができる。

- ・ 資格確認実績（ログ情報）には“診療科目”を含むことができないため、頻回受診の要件を正確に満たした上で対象者を特定することができない。
※診療科目を含む場合、医療機関等職員によるデータ登録が必要になり、業務負荷が高まる懸念がある。
- ・ 受診の実績ではなく、あくまで資格確認の実績であるため、資格確認実績（ログ情報）のみで頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することができない。

⇒ 頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、一次スクリーニングとして有用である想定。
※資格確認回数が多い、又は未委託で資格確認を繰り返している場合は当該情報をもって助言・指導等を行う余地がある想定。

【頻回受診指導の要件】

※頻回受診の要件「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療（※）を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者

（※）15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

委託 / 未委託の医療機関等で閲覧できる情報の差分

ー 検討の背景

令和2年11月30日 医療扶助に関する検討会 “議論のとりまとめ”より抜粋

【オンライン資格確認の導入】

ため、医療保険のオンライン資格確認等システムに、被保護者の資格情報を福祉事務所がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。

（医療扶助特有の機能）

○ 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療機関及び薬局で医療を受けるという制度となっており、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体としては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。

○ こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が被保護者健康管理支援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- ・ 医療券/調剤券情報の登録時に、福祉事務所が委託先の医療機関等を登録する。
- ・ 医療機関等では、自機関が委託先として登録された医療券/調剤券情報のみ閲覧できることとする。
- ・ 未委託の医療機関等で資格確認が行われた場合、医療券/調剤券情報は閲覧できない。但し、氏名・年齢等の基礎的な情報は閲覧可能とし、マイナンバーカードによる資格確認及び本人同意があれば、薬剤情報・健診情報も閲覧できることとする。

委託 / 未委託の医療機関等で閲覧できる情報の差分

ー 未委託の医療機関等に対するデータ連携制御の内容

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、未委託の資格確認である旨を表示し且つ受給者番号等の診療報酬請求に必要な情報の表示及び取り込みを制限することで、医療扶助の適切な利用を促進する。

背景

医療扶助の適切な利用の促進

- 被保護者が医療扶助を利用する場合、要否意見書の手続きを経た上で、医療券/調剤券の発行後に福祉事務所が指定した医療機関等（委託先医療機関等）で受診することが原則。

概要

期待される効果

未委託の資格確認である旨の表示

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、資格情報等を表示する画面に未委託の資格確認である旨を表示し、当該被保護者が未委託の医療機関等で受診をしようとしていることを明示する。

- 医療機関等の職員が、資格確認を行った被保護者が未委託であることを容易に確認できるため、医療機関等→福祉事務所の連携（電話等）を確実に行うことができる。
※現行では、医療機関等→福祉事務所に電話で未委託でも受診してよいか確認を取っている。オン導入後も現行の運用を踏襲する想定。

受給者番号等の閲覧制限

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、公費負担者番号及び受給者番号を非表示とする。
※表示での制限に併せて、データの取り込みも制限する。

- 診療報酬請求に必要な公費負担者番号及び受給者番号の閲覧に制限を加えることで、未委託の状態での診療報酬請求を防止できる。
※受診後に医療券/調剤券情報が登録された場合、医療機関コードによる一括照会で医療券/調剤券情報を取得可能。

委託 / 未委託の医療機関等で閲覧できる情報の差分

ー 委託 / 未委託の医療機関等ごとに閲覧できる情報のイメージ

- 医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージ文を表示する機能及び受給者番号等を非表示とする機能については、実装必須の機能とする想定。

委託先の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ（案）

The mockup shows a computer monitor displaying a web interface. At the top left is the text '医療扶助' (Medical Assistance) and at the top right is '資格確認日: ●●●●' (Qualification Confirmation Date: ●●●●). Below these are two columns of input fields. The left column contains: '氏名: ●●●●' (Name: ●●●●), '生年月日: ●●●●' (Date of Birth: ●●●●), '公費負担者番号: ●●●●' (Public Fee Burden Number: ●●●●), and '受給者番号: ●●●●' (Beneficiary Number: ●●●●). The right column contains: '性別: ●' (Gender: ●), '年齢: ●●' (Age: ●●), '福祉事務所名: ●●●●' (Welfare Office Name: ●●●●), and '居住地: ●●●●' (Residence: ●●●●).

通常の資格確認時には、その他の情報（カナ氏名、傷病名及び自己負担額等）も表示する想定。

未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ（案）

The mockup shows a computer monitor displaying a web interface. At the top left is the text '医療扶助' (Medical Assistance) and at the top right is '資格確認日: ●●●●' (Qualification Confirmation Date: ●●●●). Below these is a large yellow banner with the text '<要確認> 未委託の資格確認です。' (Confirmation Required: Qualification Confirmation for Non-designated). Below the banner are two columns of input fields. The left column contains: '氏名: ●●●●' (Name: ●●●●), '生年月日: ●●●●' (Date of Birth: ●●●●), a grey box with the text '非表示' (Not Displayed), and another grey box with the text '非表示' (Not Displayed). The right column contains: '性別: ●' (Gender: ●), '年齢: ●●' (Age: ●●), '福祉事務所名: ●●●●' (Welfare Office Name: ●●●●), and '居住地: ●●●●' (Residence: ●●●●). A blue line points from the bottom-left grey box to a callout box.

【ポイント①】

- 医療機関等が福祉事務所に照会できることが可能、且つ未委託の医療機関等でレセプト請求はできない仕組みの構築を目的として、未委託の医療機関等での資格確認時は、未委託の資格確認である旨を画面に表示しつつ氏名・福祉事務所名等の基礎情報は開示するものの、レセプト請求に必要な受給者番号等は非開示とする。

事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み

ー 検討の背景

令和2年11月30日 医療扶助に関する検討会 “議論のとりまとめ”より抜粋

オンライン資格確認の導入】

ため、医療保険のオンライン資格確認等システムは、被保護者の資格情報を福祉事務所がオンライン資格確認等システムに登録することとし、医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。そのための必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託することとする。福祉事務所のシステム改修は、可能な限り既存の改修の活用等を含め、効率的に行う方向で検討する。

(医療扶助特有の機能)

○ 医療扶助は、自己負担がない一方で、医療保険のように自己の選択する医療機関及び薬局で医療を受けるという制度となっておらず、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する仕組みとなっている。この仕組みにより、全体としては外来で特定の医療機関を受診する傾向が高いなど、自己負担を徴収せずに適切な受診を確保している。

○ こうした医療扶助における適切な受診を確保する仕組みを維持するため、オンライン資格確認等システムには、氏名、福祉事務所、受給者番号に加え、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録することとし、委託された医療機関等において医療扶助受給者が資格確認を行った場合、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。利便性の高い仕組みとするよう可能な限り速やかに資格等の反映が行われるシステムとするよう、また、福祉事務所が適切に受診状況を把握できるよう検討する。

※ 委託されていない医療機関等についても、被保護者が救急時等に医療扶助による受診をすることがあることから、一定の情報の確認を可能とし、事後的な委託が可能となる仕組みとし、必要な受診に支障がないようにする。このため、被保護者となった段階で、一定の情報をオンライン資格確認等システムに登録することも検討が必要。

注：現在、このような場合には、被保護者が保護決定通知書等を提示する等により資格を医療機関に伝える等の運用がなされている。

※ 重複受診が見受けられるケース等には、福祉事務所が被保護者健康管理支援事業を活用する等により個別に助言・指導を行う。

- 福祉事務所が事後的に登録した医療券/調剤券情報を、医療機関等が、被保護者の診察後に閲覧できる仕組みが必要となる。
- 医療機関コードによる一括照会の仕組み（現行の連名簿を代替する機能）を実装することで、自機関が委託先として登録された医療券/調剤券情報を一括で取得できることとする。

事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み

ー 医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括照会の概要

- 医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括取得機能を実装することで、福祉事務所及び医療機関等双方の利便性を向上させる。

背景

- 医療保険の被保険者証情報と異なり、医療扶助の医療券/調剤券情報は、情報が医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録されるまでに資格確認及び受診を行う被保護者が一定規模存在すると考えられる。
- また、現行の医療券/調剤券の発行フローにおいて、福祉事務所→医療機関等に対して月末までに一括で医療券/調剤券を送付する運用（連名簿方式）も複数の福祉事務所で採用されているため、福祉事務所及び医療機関等が運用方法を一定程度柔軟に採択できる仕組みが望ましいと考えられる。

概要

期待される効果

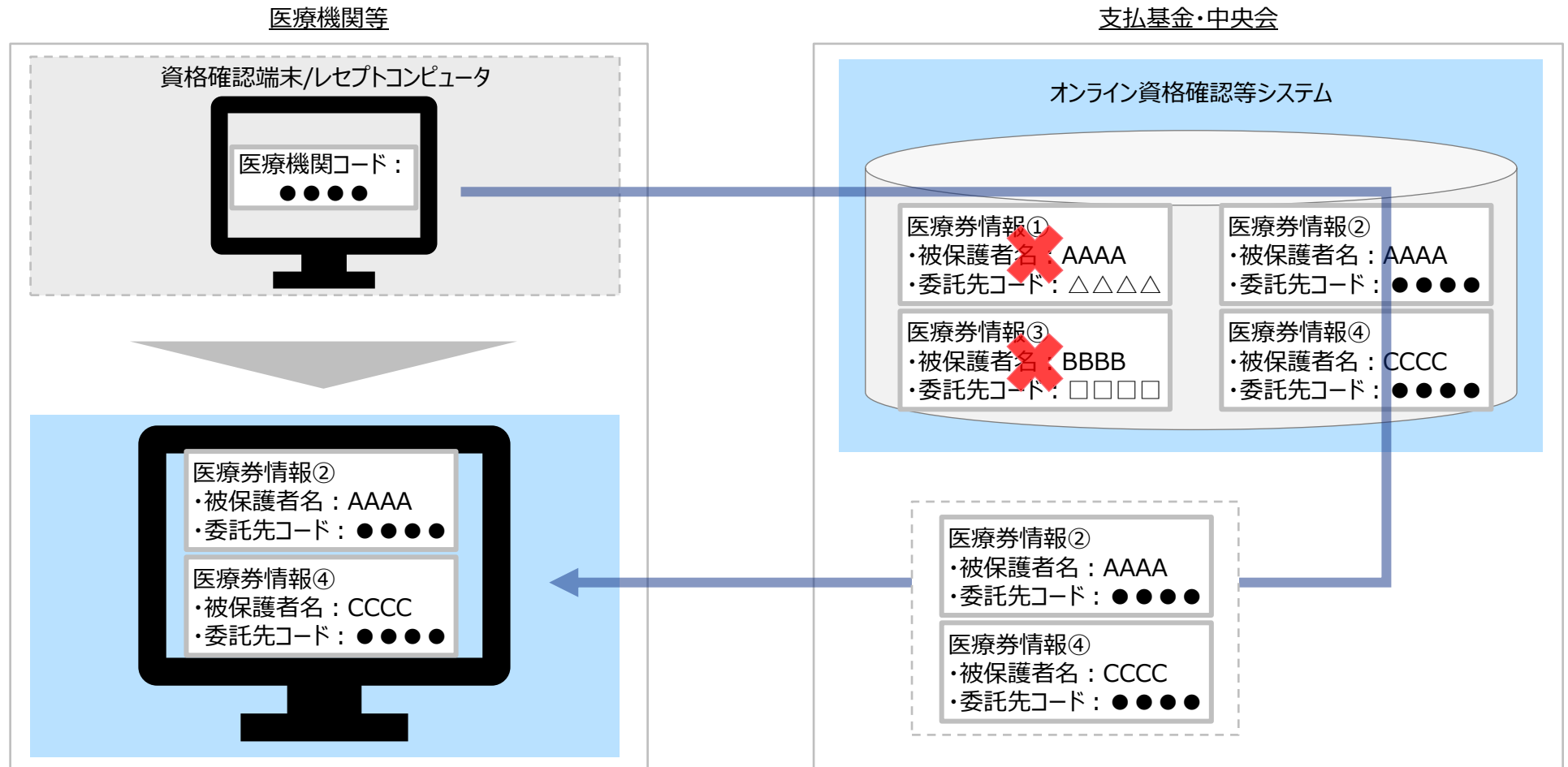
医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括取得

- 自機関が委託先医療機関等として登録されている医療券/調剤券情報（紐づく資格情報も含む）を、医療機関コードをキーとして一括で取得する。
- 福祉事務所側の情報登録の遅延、未委託による受診等の場合においても、被保護者の再来院を不要とした上で、必要な医療券/調剤券情報を取得できる。
- 福祉事務所→医療機関等に対して月末に未委託分の医療券/調剤券を郵送する等の業務負荷を軽減できる。
※医療機関等は自機関が委託先医療機関等として登録された情報しか取得できない。

事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み

ー 医療機関コードによる一括照会で取得できる情報のイメージ

- 医療機関等は福祉事務所が自機関を委託先医療機関等として登録した医療券/調剤券情報しか取得できないため、情報の取得に係る制御が実現できている想定。

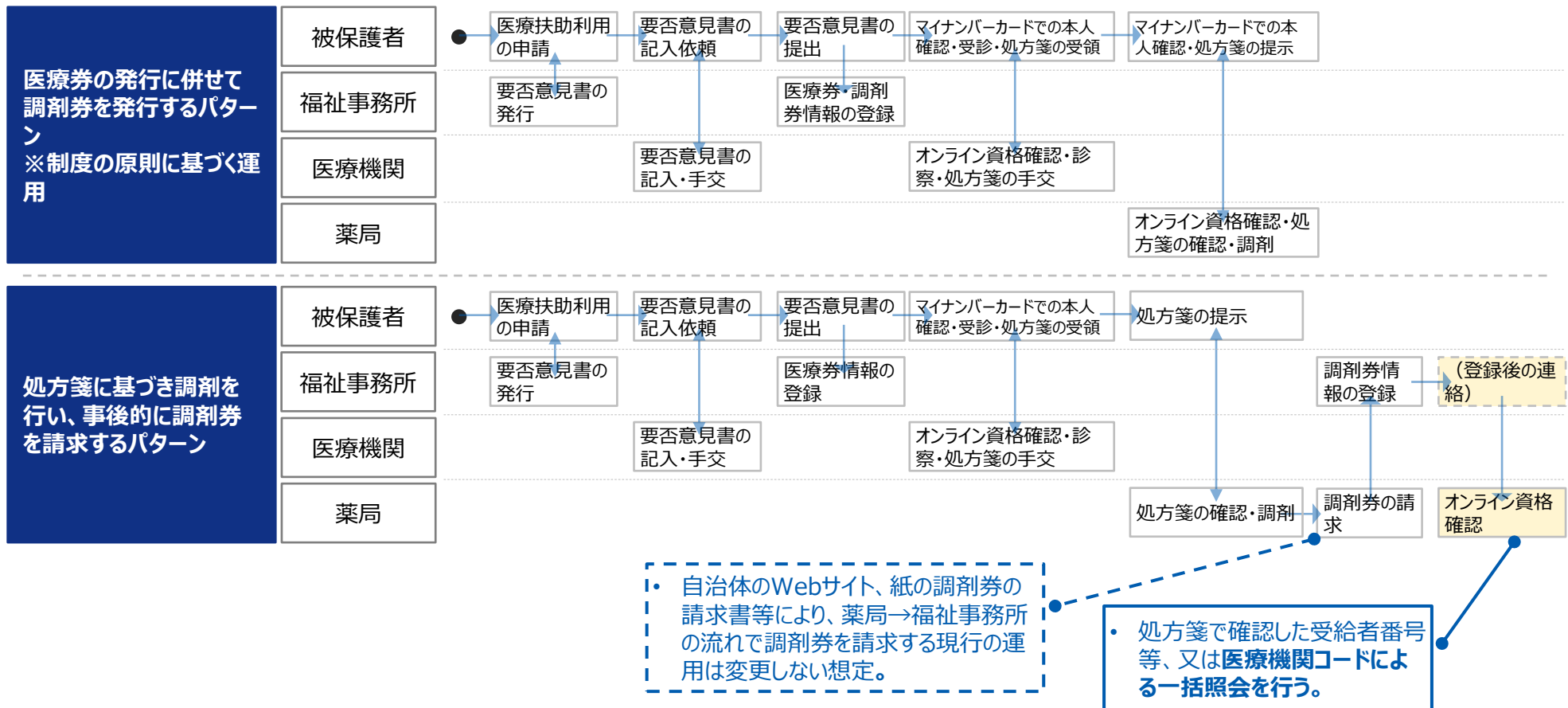


事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み ー 医療機関コードによる一括照会の使いどころ（例：薬局）

- なるべく現行の運用から業務の流れを大きく変更することなく、医療扶助のオンライン資格確認を導入する方針。
- 医療機関コードによる一括照会により、被保護者の再来院を不要としたうえで、事後登録された医療券/調剤券情報を確認する仕組みを実装する想定。

オン資導入後の主な業務パターン

業務の流れ（概要）



導入に係るシステム改修経費等について

令和4年度予算(令和3年度予算額)
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 10,142,896千円(一)

- 生活保護の医療扶助について、「新デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)」において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指し検討を進めることとなっている。
- 有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」において、医療扶助制度の特性を踏まえつつ、医療扶助の資格確認を、原則としてマイナンバーカードによる電子資格確認により行う運用とすることが報告(令和2年11月30日)された。
- これを受け、令和4年度において医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要なシステム改修を行う。なお、効率的な制度構築のため、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用する。

【事業概要】

1. 社会保険診療報酬支払基金への補助(定額補助)

- 社会保険診療報酬支払基金が保有するオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバーの改修(※)に係る費用等への補助
- ※ 医療保険に対応しているオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバーについて、福祉事務所の既存システムとの情報連携を行い、福祉事務所からの医療扶助に関する情報の登録及び医療機関における医療扶助の資格確認を可能とするための改修

【実施主体】社会保険診療報酬支払基金

2. 自治体への補助(定額補助)

- 各福祉事務所の生活保護等システムの改修に係る費用等への補助
- ※ 各福祉事務所の生活保護等システムについて、オンライン資格確認等システム等と情報連携し、医療扶助に係る資格情報や医療券情報の登録を可能とするために必要となるシステム改修を行う費用等への補助
- 各福祉事務所における被保護者のマイナポータル上での初回利用登録の支援に係る費用等への補助

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

【事業スキーム案(現時点のイメージ)】

